



安城市議会議員 石川つばさ通信 号外

市政レポート

文化センター

「指定管理者制度」導入検討

安城市議会 9 月定例会の一般質問で、文化センターへの指定管理者制度導入を市が具体的に検討していることが分かりました。指定管理者制度とは、公共施設を市が所有したまま、日ごろの管理・運営を民間企業などの「指定管理者」に任せるというものです。管理・運営は委ねるものの、市が所有権を手放さない点で、民営化とは異なります。今年 4 月 1 日現在、市民会館や交流センター、市内各地の有料駐車場など 43 施設で既に同制度が導入されています。市はそのメリットとして「民間事業者等のノウハウの活用によるサービスの向上・利用者の増大」「経費の削減」などを上げています。民営化との違いを上記しましたが、「官より民が優れている」という民間神話の考え方が前提になっている点で、同根の問題と言えます。

市は文化センターに関し答弁で、「類似施設である市民会館において既に指定管理者制度を導入し、成果を上げている。提供するサービスの向上や利用者の増加、施設の管理運営における経費の節減などが期待できる。」としています。中央公民館としての性格を持つ文化センターに指定管理が導入されれば、他の地区公民館へもドミノ倒しの様に波及することが懸念されます。

公務員は民間労働者の 6 割の能力しかない？

サービス向上を一つの目的にしているのであれば、市が直営で運営していた時よりもサービスが低下しては本末転倒です。指定管理者の選定では、書類審査及びプレゼンテーションが行われます。その結果が「A 社 90 点、B 社 80 点、C 社 55 点」といった形で点数化され、点数の高いところが指定管理者となります。ただし、最も点数が高い場合(又は 1 社のみの応募)であっても、60 点を下回ると指定管理者にはなれない様に足切りラインが設けられています。即ち、60 点を上回れば公務員の仕事よりも優れているという判断基準になっています。私は市職員と接する中で、彼ら彼女らが民間労働者よりも劣っているとは感じません。もし仮に「民高官低」ならば、民の仕事にこそより高いコストがかからなければ道理に合わないのではないのでしょうか。

石川翼事務所 446-0072 安城市住吉町荒曾根 1-245 アワーズビル 2F 南
電話 0566-98-6932 メール ishikawa2011@aria.ocn.ne.jp

編集：石川つばさを支援する会